

那珂川町放課後児童クラブ運営業務受託事業者公募要項

那珂川町放課後児童クラブの運営を民間事業者へ委託するため、その事業者の選定方法その他必要な事項は、この要項のとおりとする。

1. 業務委託名

那珂川町放課後児童クラブ運営業務委託

2. 実施場所

名 称	所 在 地	備 考
馬頭放課後児童クラブ	那珂川町馬頭 169	馬頭小学校内空き教室及び校庭内仮設保育室
小川放課後児童クラブ	那珂川町小川 2841	専用施設

3. 委託期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

4. 業務内容等

別添仕様書のとおり

5. 委託料

各年度における委託料の上限額は次のとおりとする。なお、消費税及び地方消費税については、消費税法第6条第1項に該当するため非課税として取り扱う。

令和2年度 30,000千円

令和3年度 30,000千円

令和4年度 30,000千円

6. 応募資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 栃木県内に本部又は活動拠点を置いていること。
- (2) 法人格を有すること。
- (3) 本町の児童福祉行政を良く理解し、運営において積極的に協力できる事業者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

7. 提出書類及び提出方法等

- (1) 提出書類及び提出期限

提 出 書 類	提出期限
①参加表明書（様式1）	令和2年1月28日（火） 午後5時 ※必着
②応募申請書（様式2）	令和2年2月5日（水） 午後5時 ※必着
③事業実施計画書（様式3）	
④見積書（様式任意、積算内訳を明らかにすること）	
⑤法人の登記事項証明書	
⑥法人の定款	
⑦直近の決算に係る財務諸表	

- (2) 提出部数 原本1部、コピー6部
- (3) 提出先 那珂川町子育て支援課子育て支援係
- (4) 提出方法 持参又は郵送

8. 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和2年1月28日(火)午後5時まで
- (2) 質問方法
質問書(様式4)に必要な事項を記入し、持参、FAX又は電子メールで提出すること。
- (3) 提出先 那珂川町子育て支援課子育て支援係
TEL : 0287 - 92 - 1115 FAX : 0287 - 92 - 2897
E-mail : kosodate@town.tochigi-nakagawa.lg.jp
- (4) 回答方法
回答は申請のあった全ての事業者に対し、随時電子メール又はFAXにて回答。

9. 審査方法等

- (1) 審査方法
 - ①町職員で構成された選定委員会を設置し、審査基準により受託事業者の審査を行う。
 - ②審査は、書類審査及びヒアリングによって行う。ヒアリングの日程(2月12日午後を予定)、場所等については、別途、申請事業者ごとに連絡することとする。
 - ③ヒアリングは、説明20分以内、質疑応答20分以内により実施する。説明は、提出書類のみを用いることとし、追加資料等は認めない。
- (2) 審査基準

審査項目	審査基準	配点
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の財務・経営状態は健全か ● 放課後児童クラブの運営業務に取り組む意欲はあるか ● 放課後児童クラブの運営業務の実績はあるか ● 町・小学校・保護者等と信頼関係を構築し、連携を図ることができるか 	35
支援員等	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援員等が適正に配置されるか ● 支援員等の勤務条件・福利厚生等の待遇は十分なものか 	25
活動内容等	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童が心豊かで伸びのびと活動できるような遊びや学習の体験等を実施できるか ● 特色のある活動はあるか ● 障害(発達障害を含む)のある児童の入所について、対応が可能か ● 児童虐待に係る知識を有し、関係機関と連携できるか ● 事故等の発生時に、適切に対応できる体制になっているか 	30
価格	<ul style="list-style-type: none"> ● 見積金額 	10

- (3) 審査結果
 - ①審査基準により選定委員が採点を行い、各委員の採点の合計で最高得点の事業者を委託契約者として選定する。

②審査の結果については、全ての申請事業者に文書で通知する。

③審査内容については公表しない。

④審査結果に対する不服の申し立ては、一切認めない。

10. その他

(1) 提出書類受付後、申請事業者が応募資格に該当しなくなったとき、提出書類に虚偽があったときは、当該申請は無効とする。

(2) 応募に係る費用については、申請事業者の負担とする。

(3) 選定委員会により選定された事業者を見積徴収の相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

(4) 提出書類は返却しない。また、那珂川町情報公開条例の規定による開示請求の対象となることがある。